

特定非営利活動法人のぞみ 同行援護事業運営規定

<事業の目的>

第1条 特定非営利活動法人のぞみが開設する特定非営利活動法人のぞみ同行援護事業所（以下「事業所」という。）が行う同行援護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「同行援護員」という。）が、障害者に対し、適正な同行援護を提供することを目的とする。

<運営の方針>

第2条 事業所の同行援護員は障害者が外出することが困難な場合に、当該外出時の移動を支援することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、墨田区、地域の保険・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特定非営利活動法人のぞみ
- 二 所在地 東京都墨田区亀沢三丁目3番9-203号 ダイアパレス錦糸町

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 2人（常勤 2人）
2級課程修了者 2人

サービス提供責任者は、事業所に対する指定同行援護の利用の申込みに係る調整、同行援護員に対する技術指導、同行援護計画の作成等を行う。

三 同行援護員	(非常勤 39人)
介護福祉士	4人
1級課程修了者	2人
2級課程修了者	27人
同行援護従業者養成研修修了者	1人
都知事が認めた研修受講者	5人

同行援護員は、障害者の同行援護の提供に当たる。

四 事務職員 (非常勤 2人)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(指定同行援護の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 指定同行援護の内容は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動介護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助とする。

2 指定同行援護サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定同行援護サービスが法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、墨田区が定める月額負担上限額の範囲内とする。

3 指定同行援護に対する交通費は、利用者の負担とする。

(事業の主たる対象者)

第7条 同行援護事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

身体障害者 (18歳未満の者を除く)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は墨田区の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 同行援護員は、同行援護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第10条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ墨田区へ報告する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、同行援護員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用前1カ月以内

二 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は非営利活動法人のぞみと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、平成23年10月1日から施行する。

付則(第4条第2号第3号改正)

この規定は、平成25年6月1日から施行する。

付則(第1条、第3条第2号、第4条、第5条第2号改正)

この規定は、平成27年10月1日から施行する。